

1 議 事 日 程

(平成26年第5回久山町議会臨時会)

平成26年11月25日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案審議

議案第47号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (26久山町条例第15号)

議案第48号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (26久山町条例第16号)

議案第49号 久山町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (26久山町条例第17号)

議案第50号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (26久山町条例第18号)

議案第51号 平成26年度久山町一般会計補正予算 (第3号)

議案第52号 平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

議案第53号 平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

議案第54号 平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第55号 平成26年度久山町水道事業会計補正予算 (第1号)

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1番 吉村雅明

2番 山野久生

3番 阿部文俊

4番 有田行彦

5番 阿部賢一

6番 佐伯勝宣

7番 阿部哲

8番 本田光

9番 松本世頭

10番 木下康一

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

8番 本田光

9番 松本世頭

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (13名)

町 長 久芳菊司

副町長 只松輝道

教 育 長	中 山 清 一	総 務 課 長	安 部 雅 明
教 育 課 長	伴 義 憲	会 計 管 理 者	松 原 哲 二
税 務 課 長	川 上 克 彦	健 康 福 祉 課 参 事	物 袋 由 美 子
田 園 都 市 課 長	實 淵 孝 則	上 下 水 道 課 長	矢 山 良 寛
経 営 企 画 課 長	安 倍 達 也	魅 力 づ け 推 進 課 長	久 芳 義 則
町 民 生 活 課 長	森 裕 子		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長	矢 山 良 隆	議 会 事 務 局 書 記	笠 利 恵
総 務 課 主 査	阿 部 桂 介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第5回久山町議会11月臨時会を開会いたします。

まず初めに、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 11月臨時会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時に議会をお願いしましたところ、議会全員御出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、本日臨時に議会をお願いしたのは、このたび急遽来月の2日公示、14日投開票の日程で行われることになりました衆議院議員選挙、及び平成26年度におけます国家公務員等の給与等に関する人事院勧告が出されたことに伴いまして、これらにかかわる一般会計及び特別会計等の補正予算案並びに4つの条例改正案について、御審議をいただく必要が生じたためでございます。

詳細につきましては、担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を始めます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですが、再度ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。8番本田光議員、9番松本世頭議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成26年11月25日、1日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、議案審議の方法。議案第47号から議案第50号までを一括して上程し、提案理由の説明を受ける。議案第51号から議案第55号まで一議案ごとに上程し、提案理由の説明

を受ける。一旦休憩し、議案第47号から議案第55号までの内容説明を受ける。本会議を再開し、議案第47号から議案第55号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

以上の日程で本日の会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） それでは、日程第3により議案の上程を行います。

本日提案の4議案、議案第47号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第48号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第49号久山町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第50号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については人事院勧告等に伴う改正でありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 御説明いたします。

本日提案いたします議案第47号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第48号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第49号久山町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第50号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、提案理由が同じですので一括して御説明させていただきます。

人事院が、去る8月7日に、国会及び内閣府に対し国家公務員の給与について勧告を行い、国家公務員の給与に関する法律が改正されたことにより、関連の条例の改正を提案するものでございます。

議会議員、特別職及び教育長につきましては、期末手当の支給月数を0.15月分引き上げる内容となっております。職員につきましては、平成26年4月1日にさかのぼり俸給表を平均0.3%引き上げ、交通用具使用者の通勤手当を使用距離の区分に応じて、100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。また、特別給につきましては、勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げるものでございます。

詳細につきましては委員会のほうで御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第51号平成26年度久山町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度の久山町一般会計補正予算（第3号）をお願いするものです。既定の歳入歳出予算の総額45億5,460万5,000円に、歳入歳出それぞれ1,369万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億6,830万円とするものであります。

歳出の主な内容は、本年8月7日付の人事院勧告等に伴う人件費補正として909万7,000円の増、衆議院解散に伴う選挙費用として459万8,000円とするものであります。歳入の財源といたしましては、県支出金400万円と繰越金969万5,000円を充当するものであります。

詳細につきましては委員会で担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、承認していただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第52号平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額10億8,031万1,000円に、歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,050万2,000円にするものでございます。

補正の内容は人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第53号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額1億3,740万8,000円に、歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,748万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第54号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額6億823万3,000円から歳入歳出それぞれ25万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億849万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に基づきます給与等人件費の補正を行うもので、歳入予算の繰越金25万8,000円を増額し、歳出予算の事業費の流域関連公共下水道事業費を25万8,000円増額するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第55号平成26年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、既定

の水道事業会計予算第3条に定めます収益的支出の予定額2億1,460万1,000円に40万7,000円を追加し、収益的支出の予定額を2億1,500万8,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、人事院勧告に基づきます収益的支出の給与等人件費を40万7,000円増額するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（木下康一君） ただいま議案第47号から議案第55号までの議案の上程が終わりました。

ここで一旦休憩いたします。

本会議の再開については、説明会の進行状況を見て後ほどお知らせいたします。

休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時40分

再開 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の審議に入ります。

まず、議案第47号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第47号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第48号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号久山町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第49号久山町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 先ほどの委員会説明で一定は聞かせてもらいました。

さきの国会で、国家公務員の給与改定関係が審議され、3つの法案が可決されております。

そこで、今回は地方公務員を含めて実際引き上げ等あたりが、若干の引き上げあるんですけれども、出されております。

しかし、この法案の中身をずっと見てみますと、来年度に向けて給与制度の総合的見直し、これは27年4月施行というふうになっております。大体2%減額というふうになっておりますけれども、本町の場合、各それぞれの課を見ても、熱心に仕事をされていると。しかし、よく町民からは、町職員はいいなど、役場の職員はいいというふうな見方が、一方じゃこんな見方があるんですね。ですから、やはりここでどれだけ仕事をこなされてるかという関係を見たら、かなりの多忙な仕事をこなされとるというふうに認識をしています。したがって、やはりそうしたことを、このセンターがきちんと、役場というのが定員になっているかどうかも含めて、正職になっているかどうか、この点も含めまして議論することが必要ではなかろうかと、正規の職員をいかに確保し、給与体系もきちんとすると、こういう来年度に向けてであるんですけれども、減額はせずに、まさに福岡県も現在労働組合とは交渉中ではないかと。本町もまだ交渉中というふうに聞いておりますから、2%減額を僕はすべきじゃないと。ちゃんと現状維持でもやってもらいたいと思いますが、町長にお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がおっしゃってるのは、大変職員にとってはありがたいお言葉だと思いますが、基本的に今回の国家公務員に対する人事院勧告というのは、恐らく全国自治体、それを尊重する動きにはなっていくんじゃないかと思います。ただ、各自自治体それぞれ事情が違う、あるいは地域が違うということであると思いますけれども、基本的には本町もこれまでの勧告の経緯からすると人事院勧告、その根拠になっているのは、民間企業の賃金ベース等を比較しながらの勧告でありますので、これはやはり尊重すべきであろうと思います。ただ、来年度は、今度は一旦引き上げて、約2%ぐらい引き下げる。これは一律じゃなくて、若い人には影響ないんですけども、ある一定の上になると、その辺が引き下げの対象になるという形なんですけども。私は基本的には、これはまだこれから各郡内の町長とも意見交換して判断したいと思いますが、それはそれで、できれば統一的な形でいきたいと思っておりますけども、ただ本町の場合は非常にラスパイレスが県下でも低いという状況にありますので、国も今回来年2%下げることについては、2年、3年の現給保障というのをやるということになってますけれども、それについてまた下げる分については、一旦各自自治体で事情が違うので、調整手当等で、地域手当で少し調整するということのようにですけども、本町の場合も、その辺をやっぱり検討をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。

それと、今の本町の給与体系というのは、郡内各自治体と採用のときからきちっとした形にしておりますので、あとは昇格とか、そういう関係によってまた、ばらばらのところもありますけども、今おっしゃった今の時点で来年の引き下げをやらないほうがいいんじゃないかということですけども、先ほど言いましたように、基本的にはやはり人勸を尊重したいと思っておりますけれども、久山町の職員ラスパイレス等を考えたときに、全体的な一つの形の中で、また考えていきたいし、また議会のほうにも御理解をいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今、町長がラスパイレスの関係をおっしゃったんですが、25年4月時点で92.6%という、大体わずかであるけども差ができておるわけですね。ですから、やっぱりこれだけの職員数で、あるいはまた人勸そのものが機能、本当に人勸が役目果たしてないなというふうに思います。したがって、国にきちんと物を言うときには物を言い、そして町長が先ほど糟屋郡とできれば統一したいというふうにおっしゃったんですが、そこは、恐らく4月1日からだったら、3月の当初予算か何かで組まなければならぬと思うんですね。ですから、そこらあたりはしっかり、ラスパイレス指数等あたりが全体的に低いと。かつて、特別職関係も、以前は糟屋郡の歩調を合わせるとしても、久山だけは若干下がった感じがあるんですね。そういう点も含めまして、現状維持を貫いていくような方向が、労総関係もあるわけですから、そこをしっかりと捉えていただきたい。現状維持なら現状維持を持っていていただきたいと思っておりますが、再度答弁を求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃったように、ただラスパイレスだけを比較できないというのは、ラスパイレスの出し方自体もいろいろあってですね。先ほど言いましたように、給与体系としてはきちっと合わせてる。ただ昔は、中途採用の方がいろいろおられて、その換算の仕方なんか割と曖昧なところがあった。年齢構成によってもラスパイレスというのは、高くなったり低くなったりする。それにしても、低いのは間違いないだろうと思っておりますので、その辺は考慮したいし、ちょっと言われました職員だけでなく、特別職、私たち特別職と議会議員の方もそうなんですけども、確かに郡内の中では低い位置にあると思っておりますけれども、俸給は別として、私は以前からいつかは修正しなくちゃいかんと思うのは、加算率というのがあるんですけども、ある時期にこれを久山町は一気に落としてあるんですね、他町に比べると。これはやはり周辺並みに、少なくとも復帰させるべきじゃないかなと思っておりますけども、長い間こういう経済情勢だったので、なかなか私も提案してないんですけども、これは異常な形、役場の管理職よりも低い加算率になっているとい

うのは、郡内ではないんじゃないかなと思いますので、これはまたこういう機会に、議会にも御相談したいと思います。ただ、そういう職員の一生懸命やっているとありますが、どこの自治体も職員は必死にやっています中で、やはり同じ地域、今度特に調整手当とか地域手当あたりが、国の指示では同じ都市圏だけれども、一部のところだけが調整率が上がってるとかですね。こういうのはまたどうかなという気もございませぬ。同じ糟屋地区、福岡都市圏の中で、6%になったり、3%になったり、あるいは10%になったり、同じ生活圏の中ではどうかなという部分ありますので、いずれにしても、3月議会にはまた御提案させていただくようになるとは思いますけれども、組合とも協議をしながら、その辺はまた考えてもらいたいと思います。

それからもう一つは、職員定数の問題なんですけれども、非常にいろんなほうの、特に医療福祉の関係ではその業務範囲というのが広がってきているということもありまして、いろいろ臨時職員が大き過ぎるかなという気がしますので、必要な事態になれば、またその辺も、定数の件についても議会のほうにお願いしたいと思います。ぜひとも本田議員さんの御意見についても、またもう少し時間がありますので、慎重に検討させていただきます。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成26年度久山町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第51号平成26年度久山町一般会計補正予算（第3号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第52号平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第53号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第54号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成26年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第55号平成26年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成26年第5回久山町議会11月臨時議会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

— 平成26年11月臨時会 —

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議もないようでございますので、以上をもちまして平成26年第5回久山町議会11月臨時議会の閉会を宣告いたします。

本日はありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時02分